

(別紙2) 償還免除特例の判定時期以降において住民税が非課税となっている場合の免除(次年度免除)

「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」により、当該借受人が償還免除を申請した月以降、最初に到来する当該借受人が償還を開始した月以降の償還計画額の残額を一括して免除する。免除対象および範囲については以下のとおり(パターン例示)。

資金の種類	貸付申請時期	償還開始時期	次年度免除実施可能年度
緊急小口資金	令和3年度末まで	令和7年1月以降期限後となる為、免除不可 ※猶予している場合を除く	
	令和4年度	令和6年1月から	令和6年度以降
総合支援資金 (初回)	令和3年度末まで	令和5年1月から	令和5年度以降
	令和4年度	令和6年1月から	令和6年度以降
総合支援資金 (延長)	—	令和6年1月から	令和6年度以降
総合支援資金 (再貸付)	—	令和7年1月から	令和7年度以降